

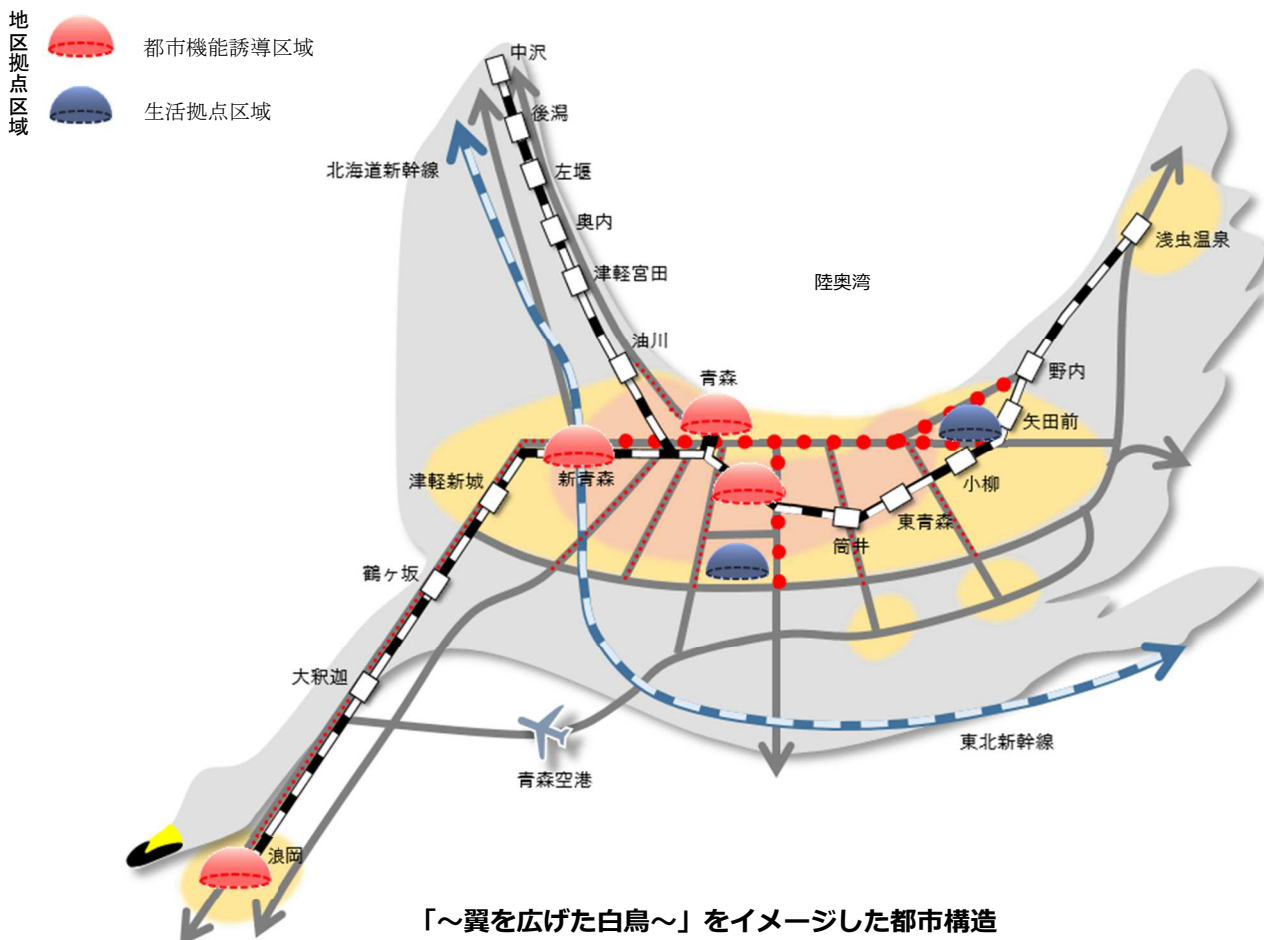
## 第3章 都市づくりの方向性

### 1 都市づくりの方向性

#### (1) 基本理念

基本理念を『「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり』と定め、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを目指します。

### 「コンパクト・プラス・ネットワーク」 の都市づくり



#### 「～翼を広げた白鳥～」をイメージした都市構造

本市は、青森駅周辺を中心に陸奥湾に面してまちが東西に広がっており、そのまちの姿は、白鳥が翼を広げている姿と類似しています。

今後は、その都市構造を踏まえ、各拠点の形成と、それらの拠点間を有機的に結ぶネットワークを構築し、各地域の特色を活かした都市づくりを推進します。

## (2) 都市づくりの方向性

課題解決に向けた都市づくりの方向性を以下のように定めます。

### ア 安全で安心して暮らせるまち

冬期における安全な歩行環境の確保や積雪時の交通の円滑化を図るとともに、ハザード区域を踏まえた居住の促進により、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### イ 日常生活が便利なまち

日常生活に必要な都市機能の維持や利用環境の向上を図るとともに、地区の特性に応じた高次な都市機能の立地の促進により、日常生活が便利なまちづくりを推進します。

### ウ 公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまち

誰もが円滑に移動することができる、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るとともに、交通利便性の高い区域への居住の促進により、快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### エ 財政面及び経済面において持続可能なまち

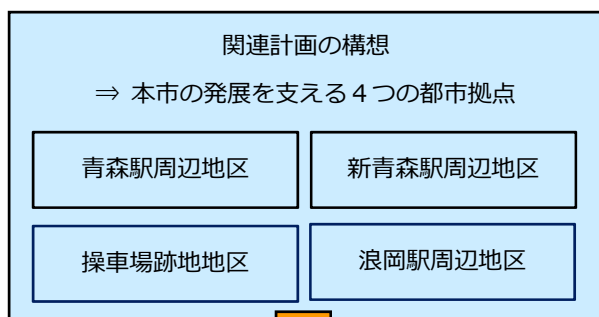
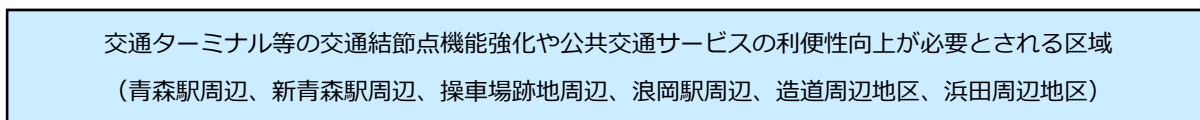
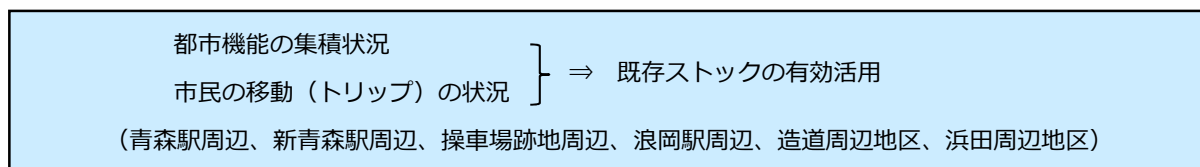
都市機能の立地の促進を図るとともに、既存ストックの有効活用を図ることにより、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを推進します。

## 2 都市機能・居住の立地の適正化に関する基本的な方針

### ア 都市機能の立地の適正化に関する基本的な方針

市民の生活利便に関するバランスを踏まえながら拠点区域を設定し、それらの区域において、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ることにより、人口減少の中にあっても、市民が持続的に生活サービスを享受できる多極型の都市構造を目指します。

#### 【都市機能の立地の適正化に関する検討のフロー】





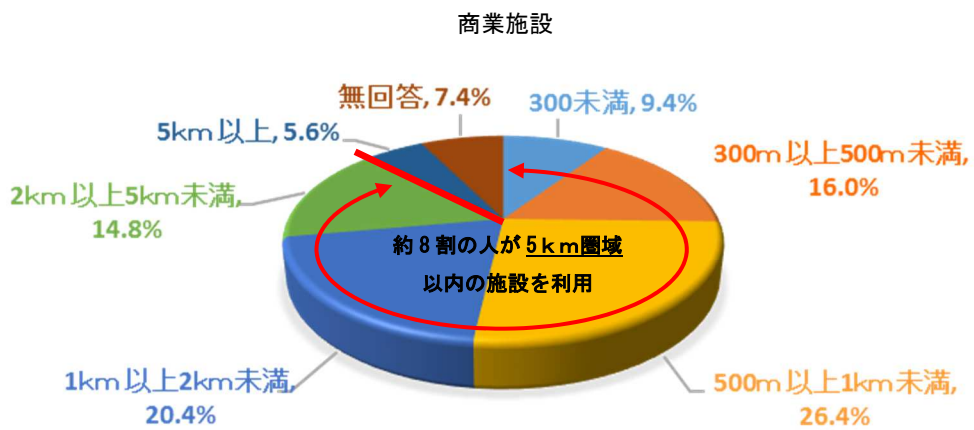
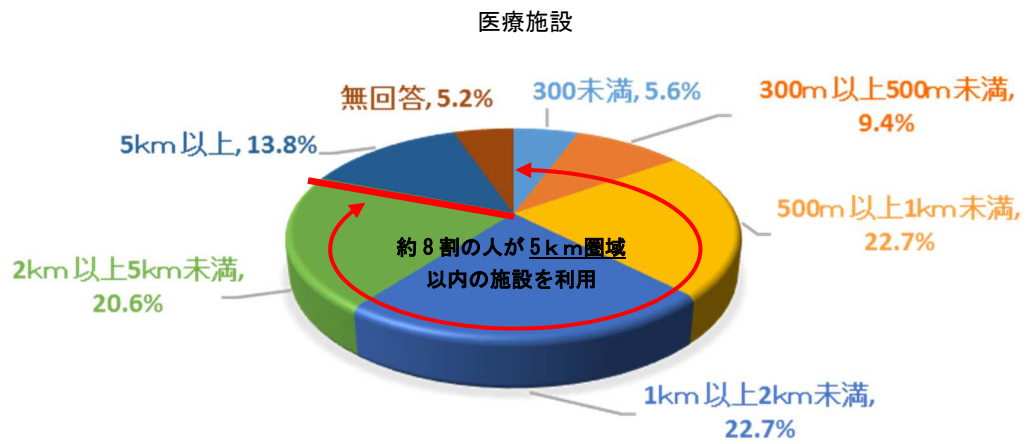


図 よく利用する施設と住まいの距離

出典：青森市「青森市民意識調査結果報告書」（H27年度第3回）

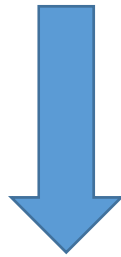
## イ 居住の立地の適正化に関する基本的な方針

市内を東西に広がり降雪期においても定時性に優れる鉄道と、公営企業である青森市営バスを含めたバス路線網を有する本市独自の強みを最大限に活かし、公共交通沿線に民間の宅地開発等の立地を促進することにより、公共交通沿線の人口密度を維持し、持続可能な公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### 【居住の立地の適正化に関する検討のフロー】

青森地区の地区総人口のうち市街化区域居住人口割合は9割以上  
(P15 参照)

路線バスによる公共交通カバー圏の居住人口は約9.6%  
(P28 参照)



人口減少社会に対応するためには、市内を東西に広がり降雪期においても定時性に優れる鉄道と、公営企業である青森市営バスを含めたバス路線網を有する本市独自の強みを最大限に活かした持続可能な交通ネットワーク網の形成が必要

居住誘導区域を、公共交通沿線に設定  
〔民間の宅地開発等の立地を促進することにより、公共交通沿線の人口密度を維持し、持続可能な公共交通網の形成を図る。〕

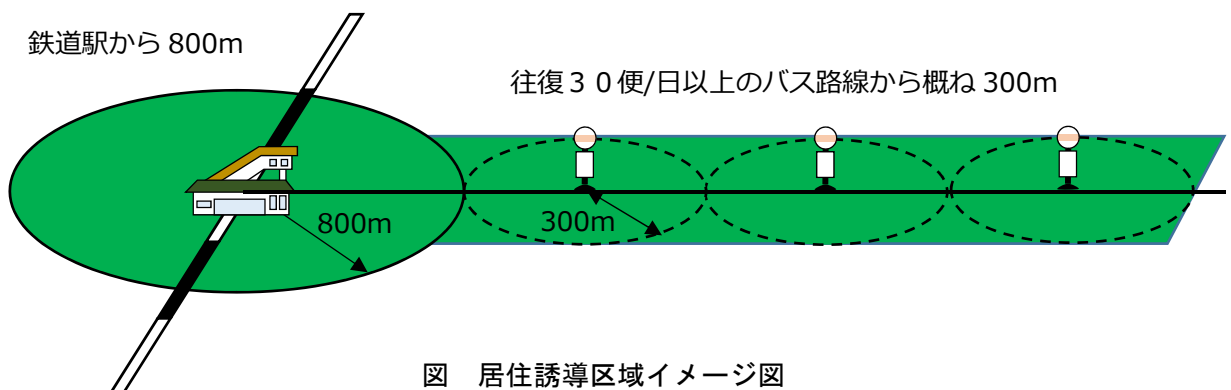


図 居住誘導区域イメージ図

土地利用の現況や各種法規制の各区域の現状、都市づくりの方向性等を踏まえ、各区域の基本的な方針を以下のとおりとします。

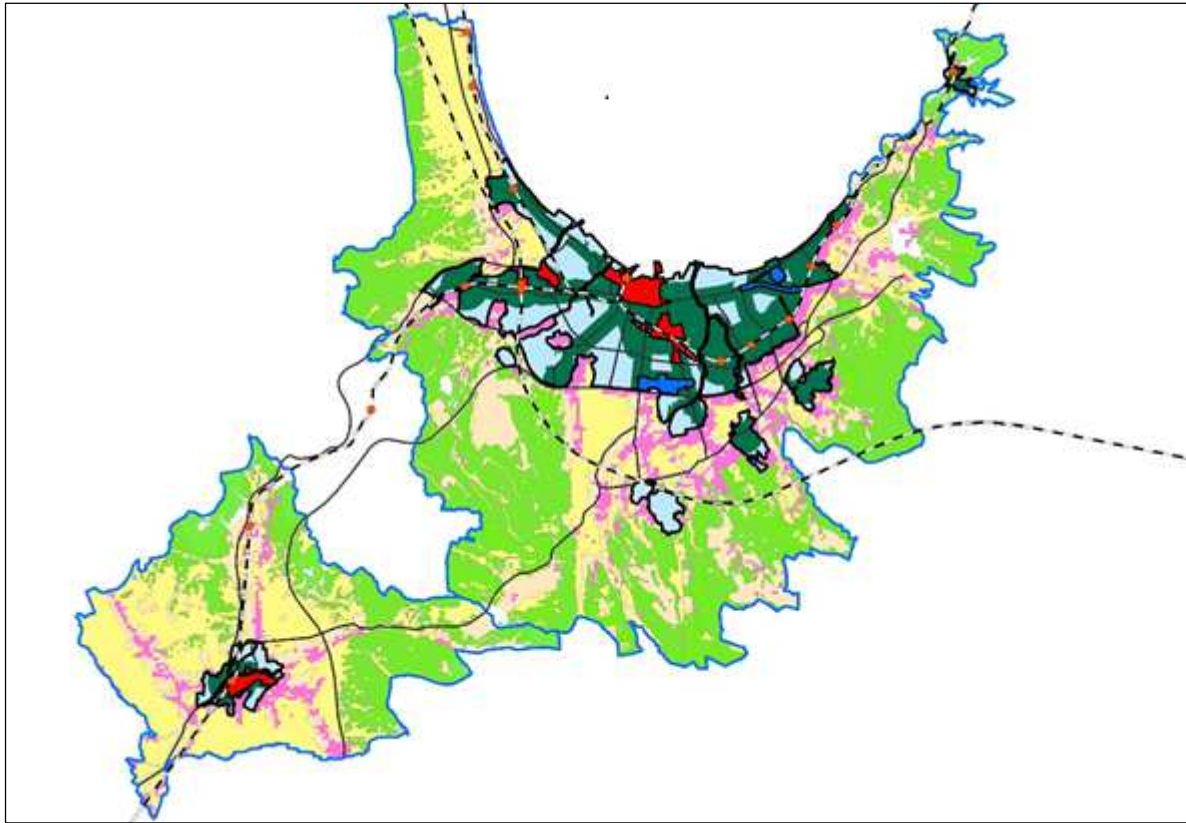


図 各区域の基本的な方針

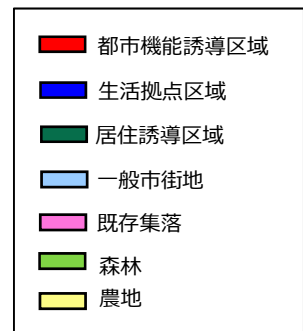
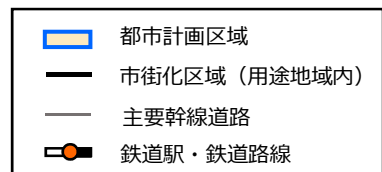


表 各区域の基本的な方針（1/2）






区分		各区域の基本的な方針	
地区 拠点 区域	都市機能 誘導区域 	青森駅 周辺地区	青森駅周辺地区は、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの集積を図る。 また、駅を中心とした都市交通ターミナル機能の充実を図る。
		新青森駅 周辺地区	新青森駅周辺地区は、県内他都市、道南地域を結ぶ広域交流の玄関口として、駅利用者のさまざまなニーズに対応した交通結節点機能やホスピタリティ機能を充実させるため、観光・交流施設などの集積を図るとともに、日常生活に必要な、商業施設や医療施設などの集積を図る。
		操車場跡地 周辺地区	操車場跡地周辺地区は、子育て施設、福祉施設、医療施設等の都市機能が集積した拠点として、これまでの既存ストックを有効活用するとともに、これらの施設の集積を図る。 また、操車場跡地の将来的な活用を踏まえ、本市の災害時の避難場所に指定されている青い森セントラルパークの防災機能を確保する。
		浪岡駅 周辺地区	浪岡駅周辺地区は、津軽地方の各都市との近接性を活かした津軽地方の玄関口として、交通結節点機能を活かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能や商業施設、医療施設、福祉施設の集積を図る。
	生活拠点 区域 	造道 周辺地区	造道周辺地区は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの施設の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図る。
		浜田 周辺地区	浜田周辺地区は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの施設の立地の促進を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等を図る。



表 各区域の基本的な方針（2 / 2）

区分		各区域の基本的な方針
市 街 地 ・ 集 落	居住誘導区域 	インフラ施設や日常生活に必要な都市機能を維持するとともに、公共交通沿線の民間の宅地開発等を促進し、公共交通の利便性が高い居住地の形成を目指す。
	一般市街地 	インフラ施設や日常生活に必要な都市機能を維持し、これまで通りに暮らし続けられる、低層戸建て住宅を中心としたゆとりある居住地の形成を目指す。
	既存集落 	地域コミュニティの活性化を図り、既存集落を中心とした居住地の形成を促進しながら、自然環境の保全・調和に努める。

※市全体の土地利用の検討

立地適正化計画の区域外を含めた市全体の土地利用のあり方については、都市計画マスタープランにおいて定めることとします。

## 第4章 地区拠点区域（都市機能誘導区域等）

### 1 基本的な考え方

6つの地区拠点区域のうち、関連計画において、本市の発展を支える4つの都市拠点として位置づけ、これまで様々な取組を行ってきた「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4地区について、都市再生特別措置法に基づく「都市機能誘導区域」とします。

また、医療・商業等の既存ストックが集積している「造道周辺地区」・「浜田周辺地区」の2地区について、本市独自の設定として、「生活拠点区域」とします。

#### （1）都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、公共交通の利便性が高く、かつ、医療・商業等の都市機能が集積した区域となっており、今後、医療・商業等の地区の特性に応じた都市機能の立地の促進を図ります。

#### （2）生活拠点区域

生活拠点区域は、現在、医療・商業等の都市機能が集積した区域となっており、今後、人口減少社会にあっても、本市の東部地区及び南部地区の生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図ります。

### (3) 誘導施設

誘導施設の設定に当たっては、都市機能の区分ごとに、「高次な都市機能」と「日常生活に必要な都市機能」に整理します。

このうち、誘導施設として設定する施設は、多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、市全域や広域的な観点から配置すべき施設等である「高次な都市機能を有する施設」の中から、都市づくりに係る関連計画等を踏まえ、設定することとします。

なお、小中学校等の法令により適正な通学距離が規定されている施設又は地域包括支援センター等や市の計画に施設の配置基準が示されている施設、主に施設周辺に居住する市民に対して日常生活を支援する機能を提供する施設など、市の年齢構成別の人口分布等に応じて配置することが望ましい施設である「日常生活に必要な都市機能を有する施設」は誘導施設としないこととします。

表 都市機能の区分（1／2）

都市機能	高次な都市機能	日常生活に必要な都市機能
①行政機能	<b>市庁舎・分庁舎、保健所、国・県の行政機関</b> 多くの市民の利用が見込まれ、市全域の観点から配置すべき施設。	<b>支所等</b> 主に施設周辺に居住する市民に対して、日常生活を支援する機能を提供する施設であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。
②福祉機能	<b>高齢者支援施設</b> 多くの市民の利用が見込まれ、市全域の観点から配置すべき施設。 <b>障がい者支援施設</b> 市民の利用が見込まれ、市全域の観点から配置すべき施設。	<b>介護施設（通所・入所）</b> 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画で、市内11の日常生活圏ごとに必要なサービスを提供することと位置づけられ、生活圏ごとに配置されることが望まれる施設。
③子育て機能	<b>子育て支援施設</b> 多くの市民の利用が見込まれ、市全域の観点から配置すべき施設。	<b>保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館</b> 主に施設周辺に居住する市民に対して、子育てを支援する機能を提供する施設であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。
④医療機能	<b>病院</b> 多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、広域的な観点から配置すべき施設。	<b>診療所・調剤薬局</b> 主に施設周辺に居住する市民に対して、医療を提供する施設であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。

表 都市機能の区分（2 / 2）

都市機能	高次な都市機能	日常生活に必要な都市機能
⑤商業機能	<p><b>商業施設（3000㎡超）</b> 施設の規模が大きく、多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、広域的な観点から配置すべき施設。</p>	<p><b>商業施設（3000㎡以下）・コンビニ</b> 施設の規模が小さく、主に施設周辺に居住する市民の利用、道路利用者の利用が基本であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。</p>
⑥教育・文化機能	<p><b>大学、高等学校、専修学校（専門学校）、ホール、図書館、美術館・博物館等、展示場</b> 多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、広域的な観点から配置すべき施設。 <b>特別支援学校</b> 市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、広域的な観点から配置すべき施設。</p>	<p><b>市民センター・公民館等</b> 主に施設周辺に居住する市民に対して、日常生活を支援する機能を提供する施設であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。 <b>小・中学校</b> 主に施設周辺に居住する市民が利用することが基本であり、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に適正な通学距離が定められている施設。</p>
⑦防災機能	<p><b>災害対策本部</b> 市全域の観点から配置すべき施設。</p>	<p><b>避難場所・避難所</b> 主に施設周辺に居住する市民が利用することが基本であり、市の人口分布等に応じて適正に配置することが望まれる施設。</p>

## 2 都市機能誘導区域等

「1 基本的な考え方」を踏まえ、「都市機能誘導区域」を以下のとおり設定します。

### (1) 都市機能誘導区域

#### ア 青森駅周辺地区

「青森駅周辺地区」は、青森駅東口駅前広場を総合交通ターミナルとして整備し、バス案内機能と観光案内機能を併せ持つ青森市観光交流情報センターを駅前広場に設置するとともに、併せて周辺道路等の整備を行うことにより、市民・観光客がスムーズに市内へ移動できる公共交通ターミナルとしての機能を備えており、また、青森市文化観光交流施設「ねぶたの家ワ・ラッセ」の整備や青森市民ホールの取得等が行われた結果、まちの賑わいに寄与する多くの都市機能が集積しています。

当地区は、鉄道による市街地分断の解消に向けた東西アクセスの向上や、老朽化した建物等の共同化・集約化などが課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、青森駅自由通路等の整備、市役所本庁舎（新市庁舎）の整備や、公共交通のアクセス性の向上により、都市機能の立地を促進します。

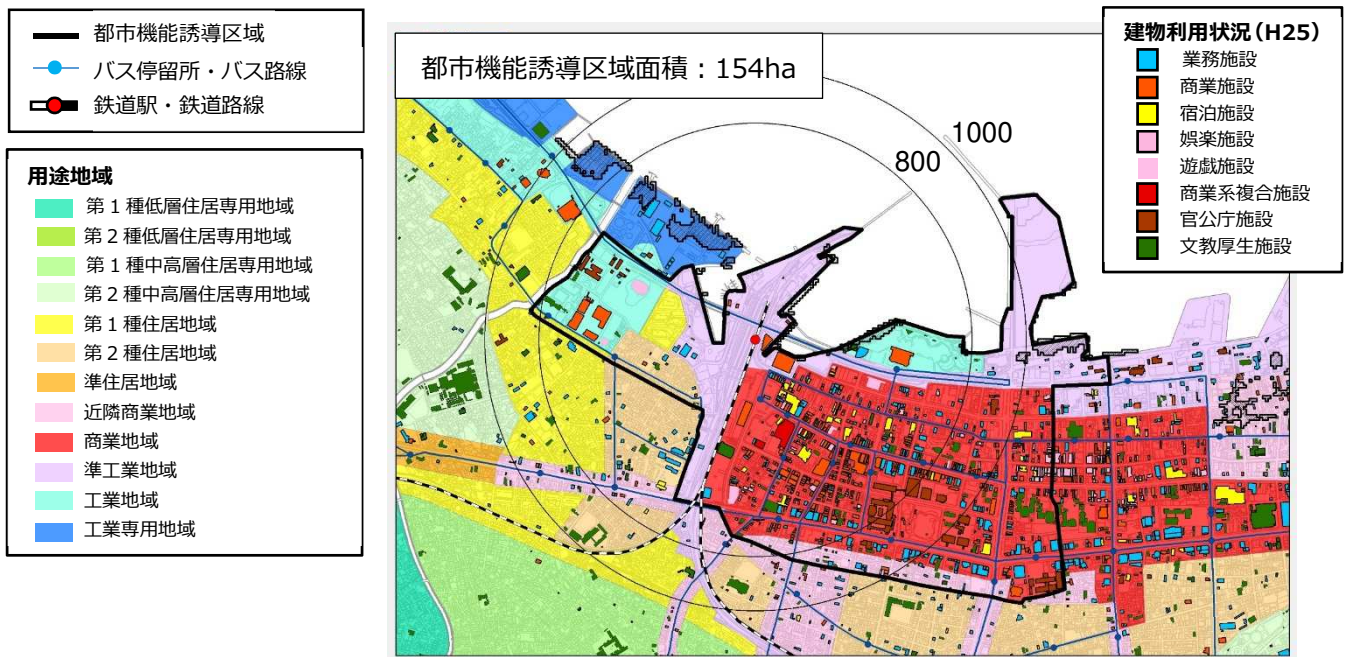


図 都市機能誘導区域「青森駅周辺地区」

青森駅周辺整備  
(自由通路等)



冬の歩行者空間の確保



※ただし、ハザード区域等を除く

ハザード区域等

青森市役所本庁舎（新市庁舎）の整備



## イ 新青森駅周辺地区

「新青森駅周辺地区」は、東北新幹線開業に併せ、駐車場や観光情報センター等の整備により、駅利用者のための利便性の向上が図られ、広域交流の玄関口としての都市機能が整備されてきたほか、病院や商業施設等の立地により、都市機能の集積が進んでいます。

当地区は、新青森駅の周辺において石江土地区画整理事業が実施され、同事業における一般保留地の利活用が課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、西部・北部地区の拠点として、さらには広域交流拠点として、都市機能の立地を促進します。

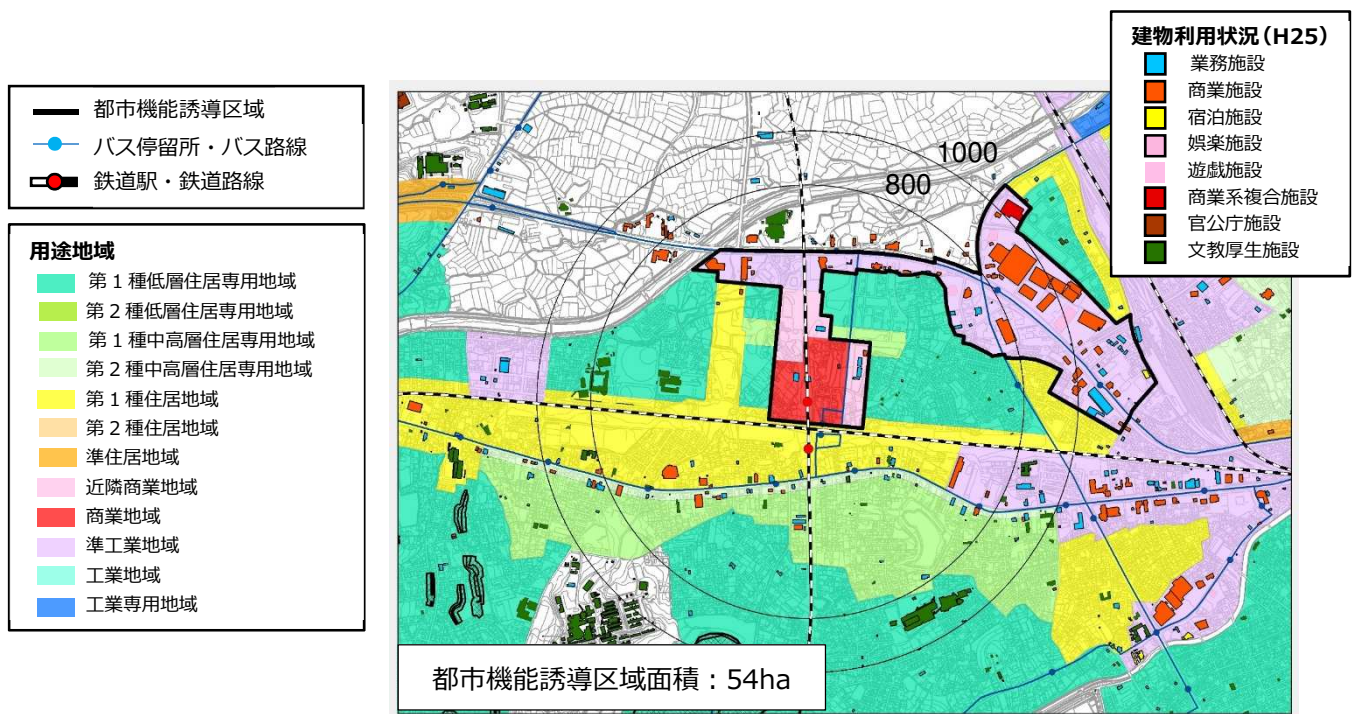


図 都市機能誘導区域「新青森駅周辺地区」

既存都市機能  
(医療施設)



石江土地区画整理事業の  
一般保留地



交通結節点機能  
(駅前広場)



## ウ 操車場跡地周辺地区

「操車場跡地周辺地区」は、青森地区の市街化区域の中央部に位置し、子育て、福祉、医療等の都市機能が集積しているとともに、各種ハザード区域に指定されていない、比較的災害の危険性の低いエリアです。

当地区は、操車場跡地の利活用が課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、操車場跡地の利活用を図り、中部・南部地区の拠点として、さらには防災の拠点として、都市機能の立地を促進します。

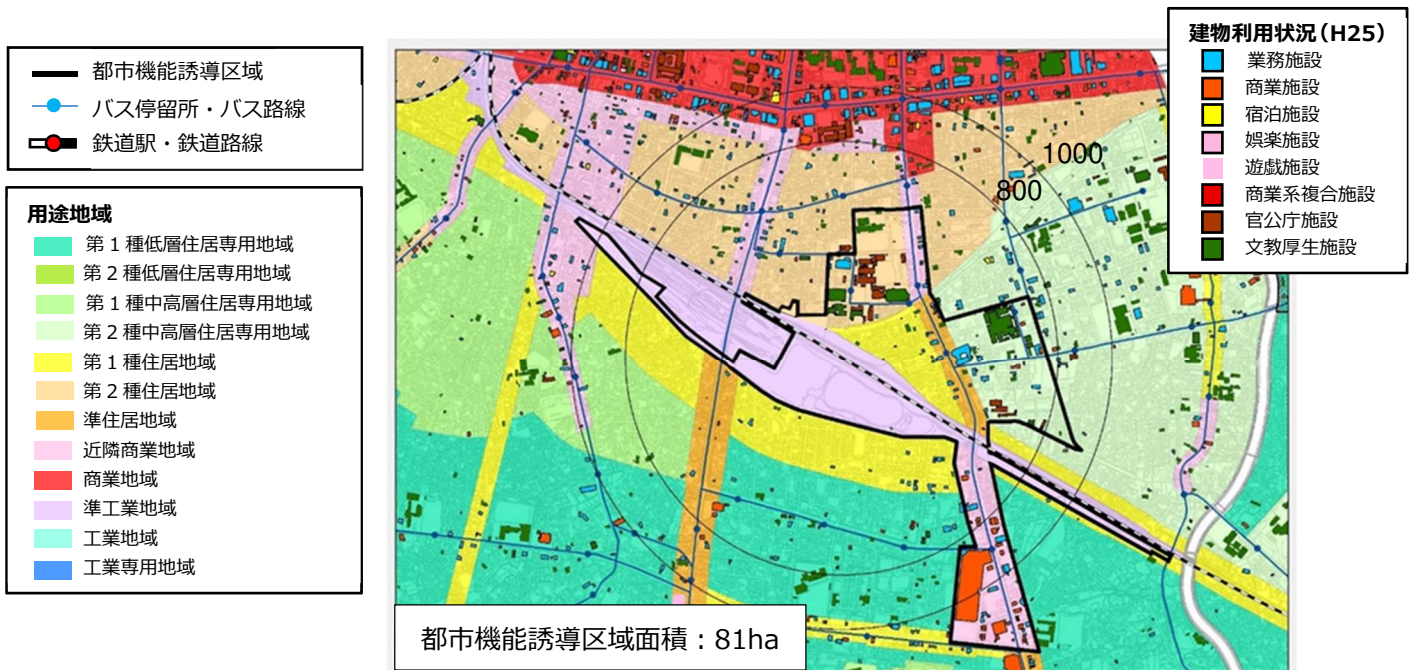


図 都市機能誘導区域「操車場跡地周辺地区」

既存都市機能  
(行政機関)



既存都市機能  
(医療施設)



既存都市機能  
(子育て・福祉施設)



## エ 浪岡駅周辺地区

「浪岡駅周辺地区」は、情報・文化交流拠点機能を持つ浪岡地域交流施設の整備をはじめ、交通結節点としての機能を強化するための駅前広場やパークアンドライド駐車場などの整備や、消防・防災の拠点である浪岡消防署の改築などが行われた結果、賑わいのあるまちづくりに寄与する多くの都市機能が集積しています。

当地区では、これらに加え、浪岡中央公民館などの施設が整備されてきていますが、浪岡病院の老朽化への対応が課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、浪岡地区の拠点として、都市機能の立地を促進します。

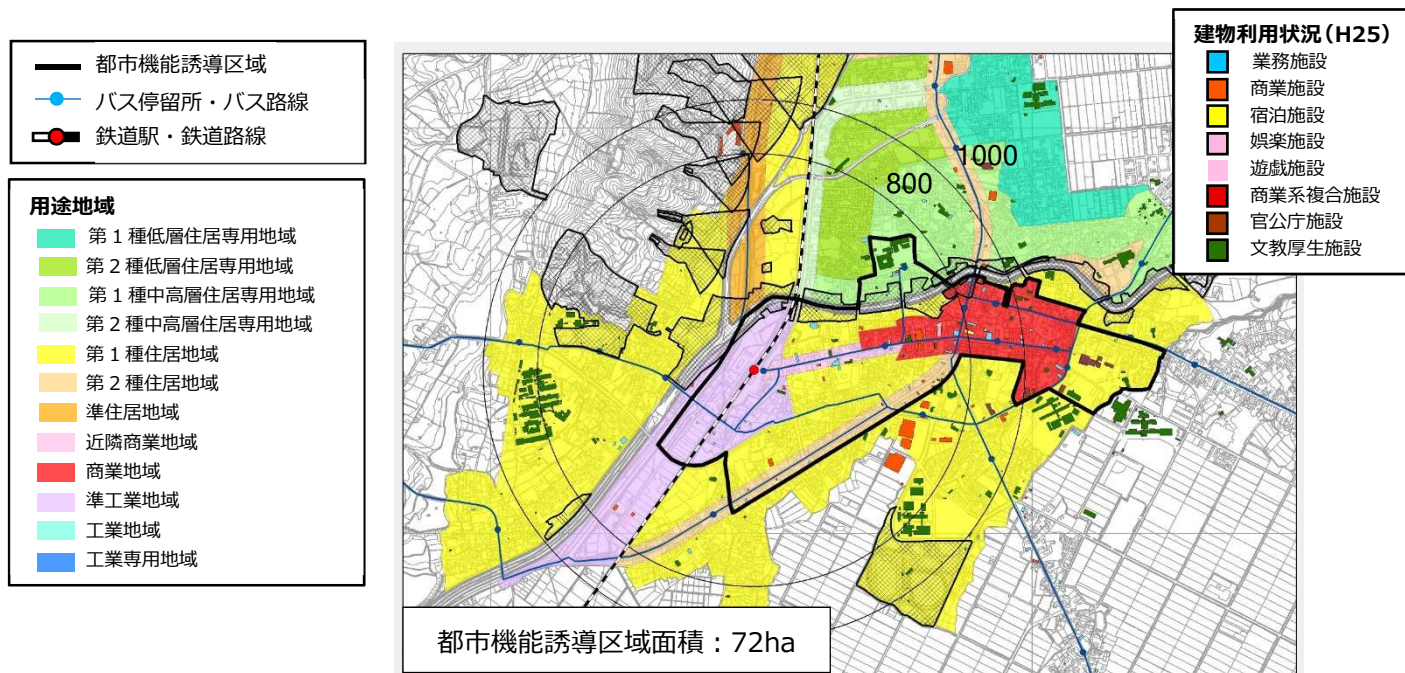


図 都市機能誘導区域「浪岡駅周辺地区」

交通結節点機能  
(浪岡地区コミュニティバス)



(駅前広場)



※ただし、ハザード区域等を除く

ハザード区域等

既存都市機能  
(中央公民館等)



既存都市機能  
(医療施設)





## (2) 生活拠点区域

### ア 造道周辺地区

「造道周辺地区」は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、生活サービスに関する都市機能の維持を図ることが課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、東部地区の拠点として、これらの施設の立地の促進に加え、交通結節点機能の強化を図ります。



図 生活拠点区域「造道周辺地区」

既存都市機能  
(商業施設)



既存都市機能  
(医療施設)



交通結節点機能  
(市営バス・市民バス)



## イ 浜田周辺地区

「浜田周辺地区」は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、生活サービスに関する都市機能の維持を図ることが課題となっており、今後は、既存ストックを有効活用するとともに、南部地区の拠点として、これらの施設の立地の促進に加え、公共交通のサービス水準の向上等を図ります。

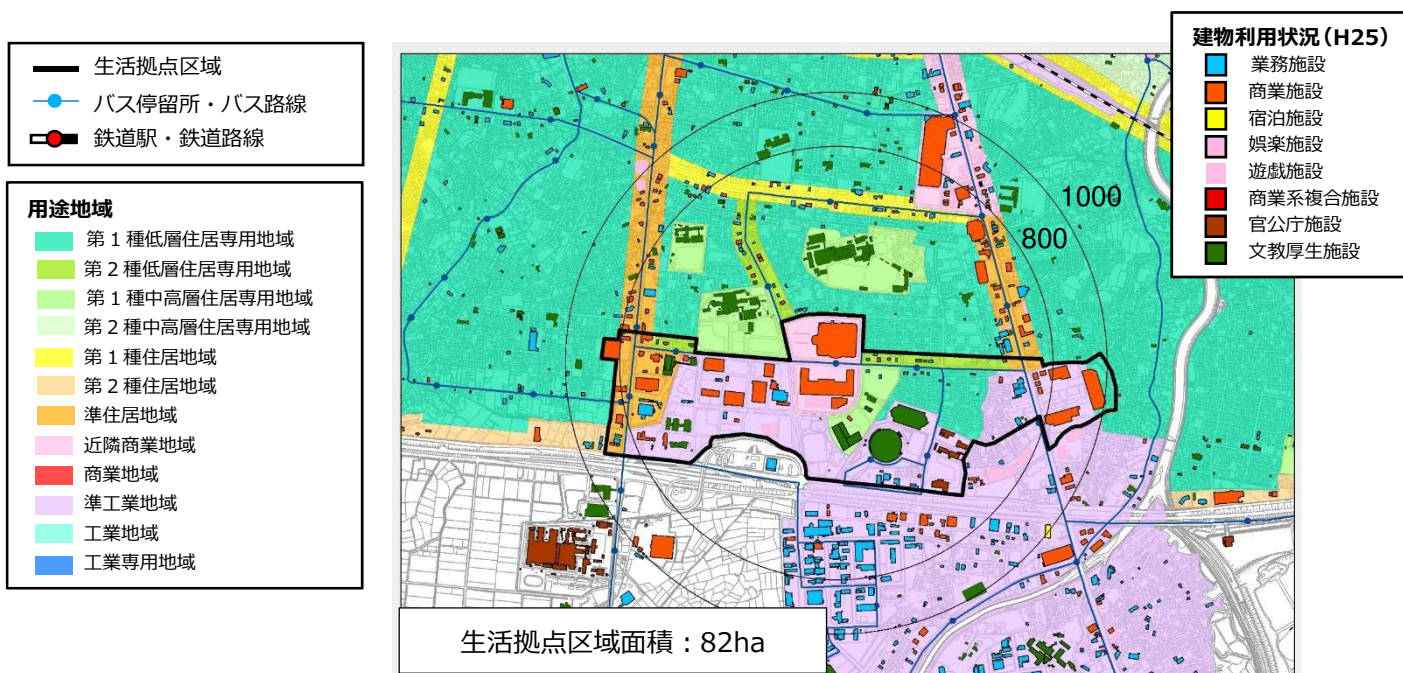


図 生活拠点区域「浜田周辺地区」

既存都市機能  
(医療施設)



既存都市機能  
(商業施設)



公共交通機関  
(市営バス・市民バス)



### 3 誘導施設

各都市機能誘導区域の誘導施設について、高次な都市機能を有する施設のうち、関連計画等の位置づけを踏まえ、以下のように設定します。

表 誘導施設等（1 / 2）

都市機能	誘導施設	定義等	都市機能誘導区域への誘導施設 （「-」については届出必要※1）				生活拠点区域における立地促進・維持施設 （届出必要※1）	
			青森 駅 周辺 地区	新青 森駅 周辺 地区	操車 場跡 地 周辺 地区	浪岡 駅 周辺 地区	造道 周辺 地区	浜田 周辺 地区
①行政機能	市庁舎・分庁舎	青森市の事務所の位置を定める条例 及び 青森市及び南津軽郡浪岡町の配置分合に伴う 地域自治体の設置等に関する協議書	○	-	-	○	-	-
	税務署・地方法務局	財務省組織規則第 544 条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則 第 1 条	○	-	-	-	-	-
	地方裁判所・家庭裁判所	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第 1 条	○	-	-	-	-	-
	県庁	青森県地域県民局及び行政機関設置条例						
②福祉機能	老人福祉センター	老人福祉法第 5 条の 3	-	-	○	-	-	-
③子育て機能	子ども支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設のうち、青森市基幹型地域子育て支援センター設置要綱第 1 条に基づく基幹型地域子育て支援センター	-	-	○	-	-	-
④医療機能	病院（入院定員 20 床以上）	医療法第 1 条の 5 第 1 項	○	○	○	○	○	○
⑤商業機能	店舗（店舗面積 3000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下）	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗	○	○	○	○	○	○
	店舗（店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 超）	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗	○	-	-	-	-	-

※1 各誘導施設の建築等を行う場合の都市再生特別措置法に基づく届出については、P73 参照。

※2 医療施設、商業施設（店舗面積 3000 m<sup>2</sup>超 10,000 m<sup>2</sup>以下）については、生活利便上、各拠点共通の都市機能として設定します。

表 誘導施設等（2 / 2）

都市機能	誘導施設	定義等	都市機能誘導区域への 誘導施設 （「-」については届出必要※1）				生活拠点区域 における立地 促進・維持施設 （届出必要※1）	
			青森 駅 周辺 地区	新青 森駅 周辺 地区	操車 場跡 地 周辺 地区	浪岡 駅 周辺 地区	造道 周辺 地区	浜田 周辺 地区
⑥教育・ 文化機能	大学	学校教育法第1条	○	-	-	-	-	-
	ホール（客席が 200席以上の 多目的ホール）	客席が200席以上の 多目的ホール	○	-	○	-	-	-
	公共図書館	図書館法第2条第1項	○	-	-	-	-	-
	美術館・博物館	博物館法第2条第1項、 第29条等	○	-	-	-	-	-
	展示場 （床面積 10,000㎡超）	大規模な展示会や会議を 開催する施設	○	-	-	-	-	-
⑦防災機能	防災施設	青森市地域防災計画におい て、災害対策本部設置場所 （代替施設含む）に位置づ けられている施設等	○	-	○	○	-	-

※1 各誘導施設の建築等を行う場合の都市再生特別措置法に基づく届出については、P73 参照。

## 第5章 居住誘導区域

### 1 基本的な考え方

市内を東西に広がり降雪期においても定時性に優れる鉄道と、公営企業である青森市営バスを含めたバス路線網を有する本市の強みを活かし、民間の集合住宅や宅地開発等の立地の促進を図る居住誘導区域を、公共交通の沿線に設定することにより、沿線の人口密度を維持し、持続可能な公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまちづくりを推進します。

なお、居住誘導区域の設定が適切ではない区域として、防災・減災の観点から「災害の発生の危険性が高い場所」、地区ごとの都市機能の役割分担の観点から「工業専用地域・臨港地区」、自然の保全の観点から「大規模な公園等」は、居住誘導区域に含めないこととします。

※工業地域・準工業地域は、人口密度や住宅等の立地状況を勘案して、道路や丁字界等の地形・地物に合わせエリア設定を検討

## (1) 居住誘導区域とする区域

居住誘導区域の設定に当たっては、高齢化の進行を見据え、高齢者が徒歩で移動できる範囲を考慮するとともに、多雪都市である本市の特徴を踏まえ、冬期を含め、鉄道駅やバス停留所などへ徒歩で移動できる範囲として、以下のとおり、居住誘導区域を設定します。

### 【居住誘導区域とする区域】

- 設定方針
- ・公共交通の沿線 鉄道駅から 800m、日往復 30 便以上のバス路線から 300m
  - ・「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画」に基づく重点整備地区・誘導地区

※なお、地形・地物や道路利用の状況等を踏まえ設定します。

(参考) 表 往復 30 便/日以上バス路線のサービスレベルのイメージ

時間帯	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	合計
往路本数 (片道)	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
復路本数 (片道)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	15

※朝夕のピーク時は 2 本/h (30 分に 1 本)、その他の時間帯は 1 本/h (60 分に 1 本)

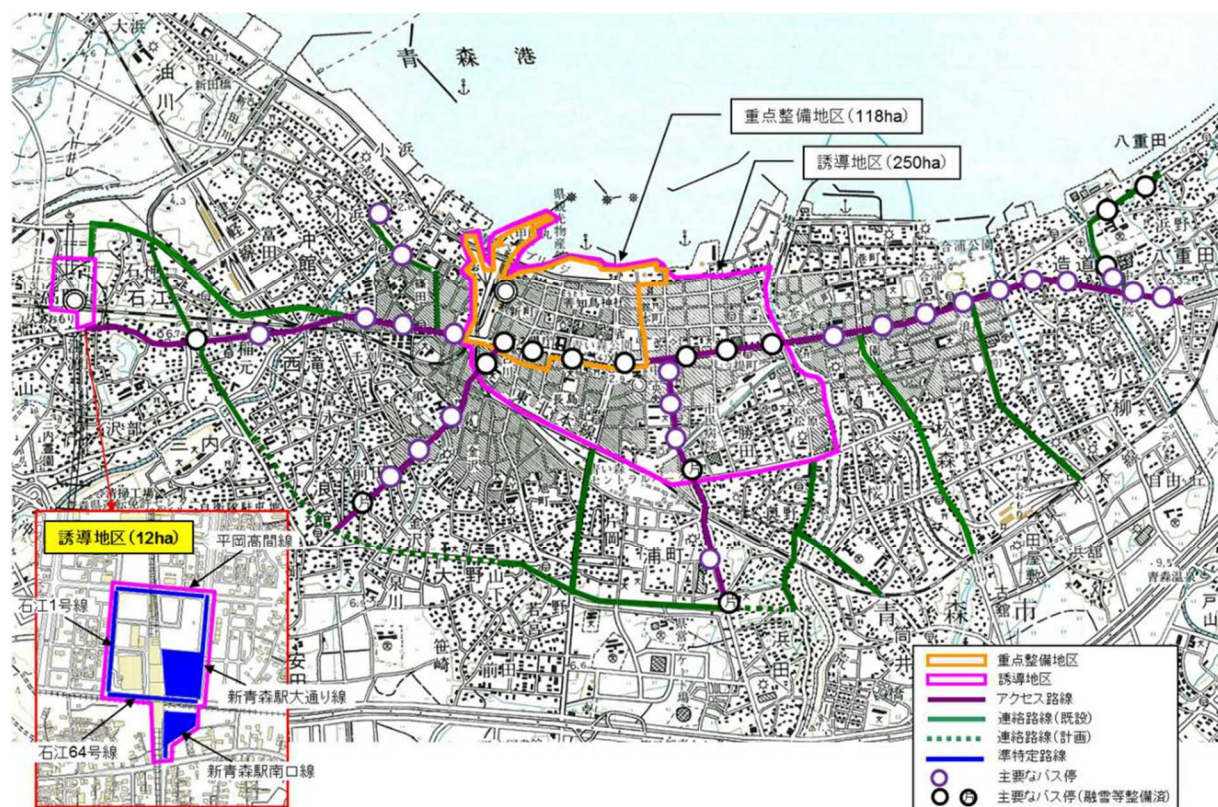


図 「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画における重点整備地区・誘導地区」

表 徒歩所要時間

項目	徒歩所要時間	
	女性 (分速 80m ※1)	高齢者 (分速 60m ※2)
800mの範囲	10分	13分20秒
300mの範囲	3分45秒	5分

※1 不動産の表示に関する公正競争規約施行規則より

※2 津波対策推進マニュアル検討報告書 (H25.3) より (青森市津波避難計画においても採用)

表 徒歩圏域に関する資料

	項目	内容	出典
徒歩圏域	青森市における 冬季降雪期の徒歩圏域	16~19歳を除く各年齢層においては、 「500m以上1km未満」と回答した割合が 最も多い。	平成27年度第3回 青森市民意識調査(満16歳 以上の男女N=1,798人)
	高齢者の歩行継続距離	高齢者が休憩をしないで歩ける歩行継続距離は 500mから700m (平成22年自治体アンケート調査N=631人) から設定	平成26年国土交通省 「健康・医療・福祉のまちづ くりの推進ガイドライン」 (技術的助言)
	歩いていける範囲 =歩いて暮らせる範囲	「500m」:70歳以上が最も多く回答した範囲 *20~69歳では「501m~1,000m」が最も 多い回答	平成21年度内閣府 「歩いて暮らせるまちづくり に関する世論調査」 (N=3,157人)
公共交通の誘致距離	歩くことに抵抗を 感じない距離	300m:一般的な人(歩行速度80m/分)の 90%の人が抵抗感なし(約3.5分)	平成18年11月土木学会 「バスサービスハンド ブック」
	バスの誘致距離と 満足率の関係	誘致距離300mの範囲 満足度80% 誘致距離500mの範囲 満足度50%	「誘致距離と満足率の関係」 浅見泰司著「住環境より」
	青森市における 駅までの徒歩圏	鉄道駅までの徒歩圏は、所用時間10分以内 (800m程度)が77.8%(徒歩平均所要時間9.6 分)となっており、所用時間が長くなるにつれ 減少(他の交通手段に切り替える)する。	平成3年度 青森都市圏PT調査報告書 現況分析編(平日N=20,154 人、休日N=1,697人)

## (2) 居住誘導区域の設定が適切ではない区域

居住誘導区域の設定に当たっては、災害の発生の危険性が高い場所や、工業専用地域、臨港地区などの工業系の土地利用が主な地域、大規模な公園等については、居住誘導区域の設定が適切ではないため、居住誘導区域には含めません。

### 【居住誘導区域の設定が適切ではない区域】

①	災害の発生の危険性が高い場所
②	工業専用地域、臨港地区等
③	自然環境の保全を図るための大規模な公園等

表 居住誘導区域に含めない区域

	区域名	法令名等	検討結果
①	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項	居住誘導区域に含めない
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項	居住誘導区域に含めない
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項	居住誘導区域に含めない
	洪水浸水想定区域	水防法第14条第1項	浸水深1m以上の区域は居住誘導区域に含めない
	津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域	浸水深1m以上の区域は居住誘導区域に含めない
②	工業専用地域	法第8条第1項第1号に規定する用途地域	居住誘導区域に含めない
	工業地域・準工業地域	法第8条第1項第1号に規定する用途地域	人口密度や住宅等の立地状況を勘案して、道路や丁字界等の地形・地物に合わせエリア設定を検討
	臨港地区	法第8条第1項第9号に規定する臨港地区	居住誘導区域に含めない
③	大規模な公園・墓園（広域公園、総合公園、墓園等）	—	居住誘導区域に含めない



【参考】災害ハザード指定状況

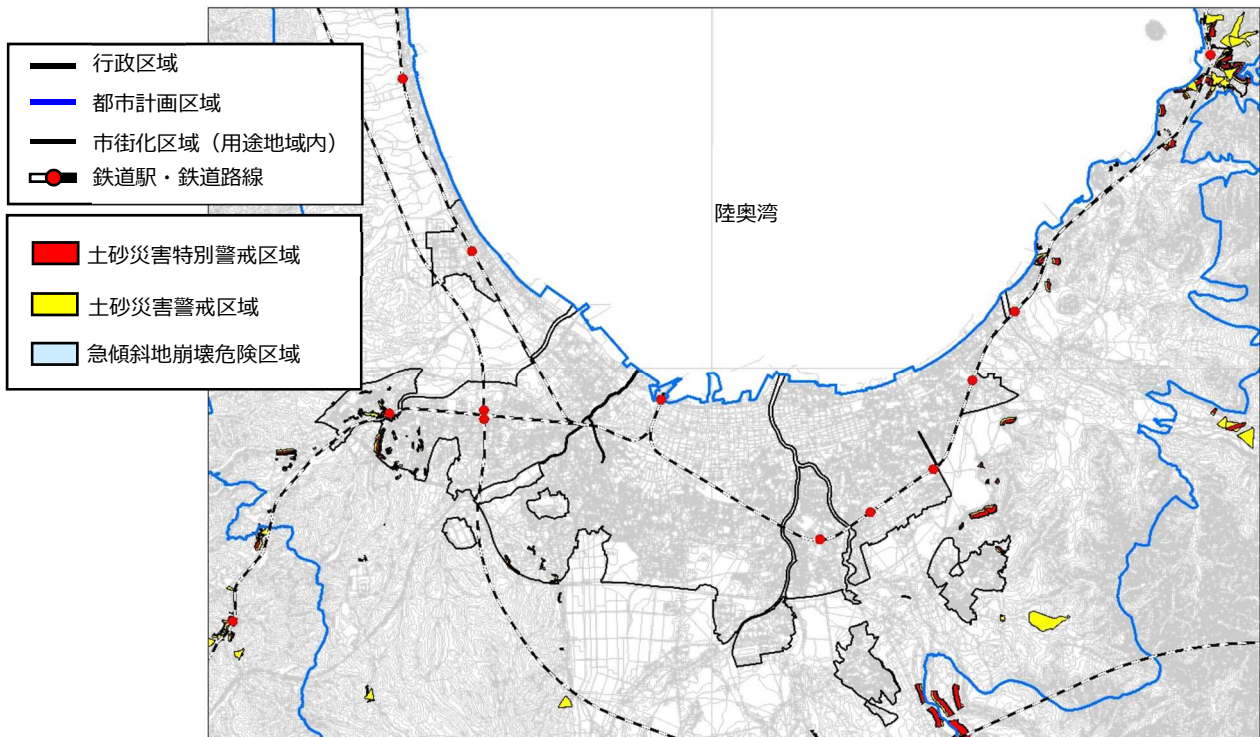


図 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜崩壊危険区域の指定状況（青森）

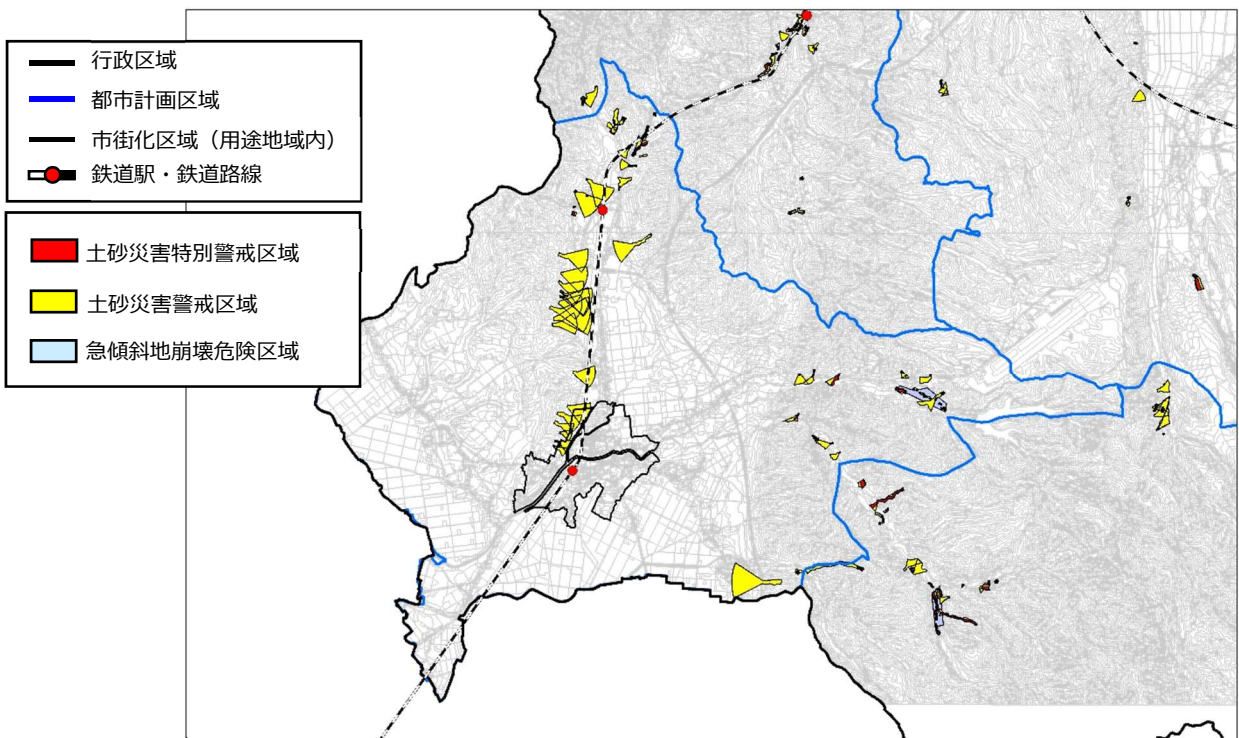
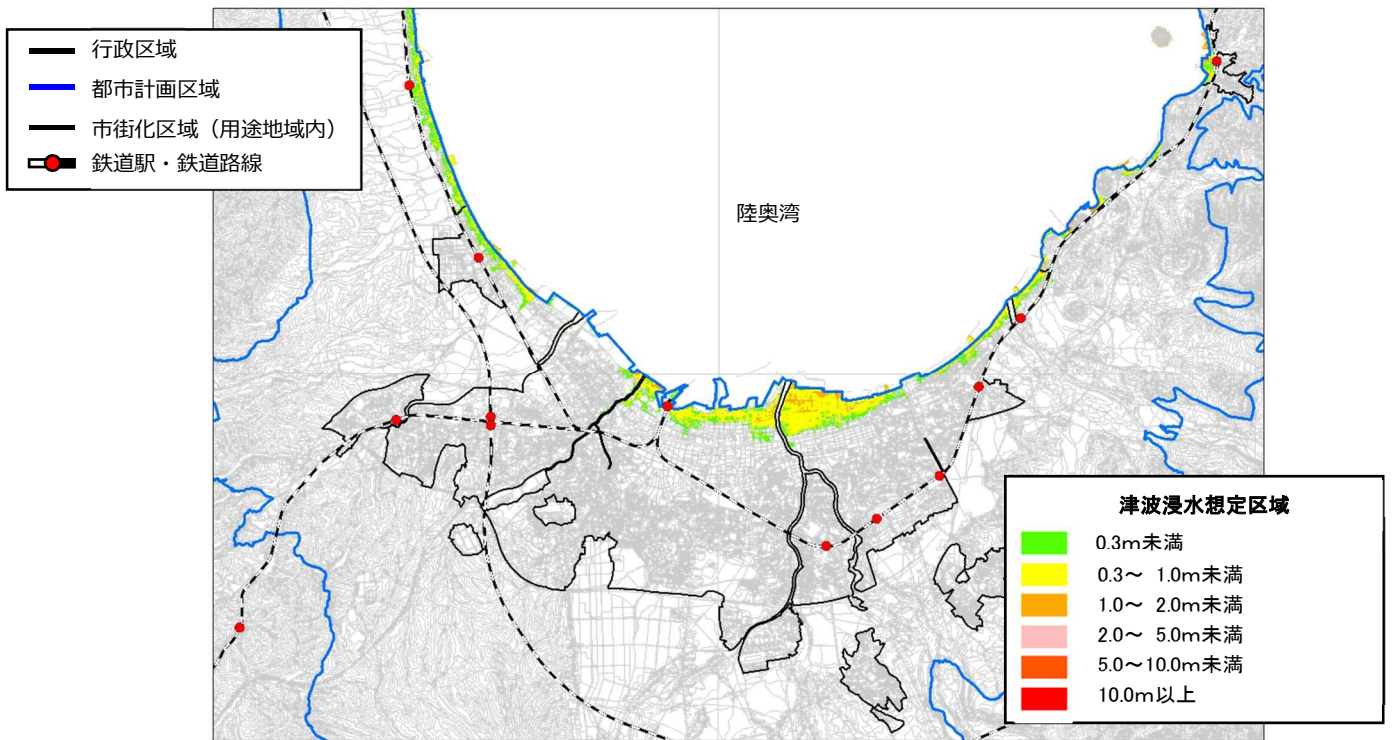
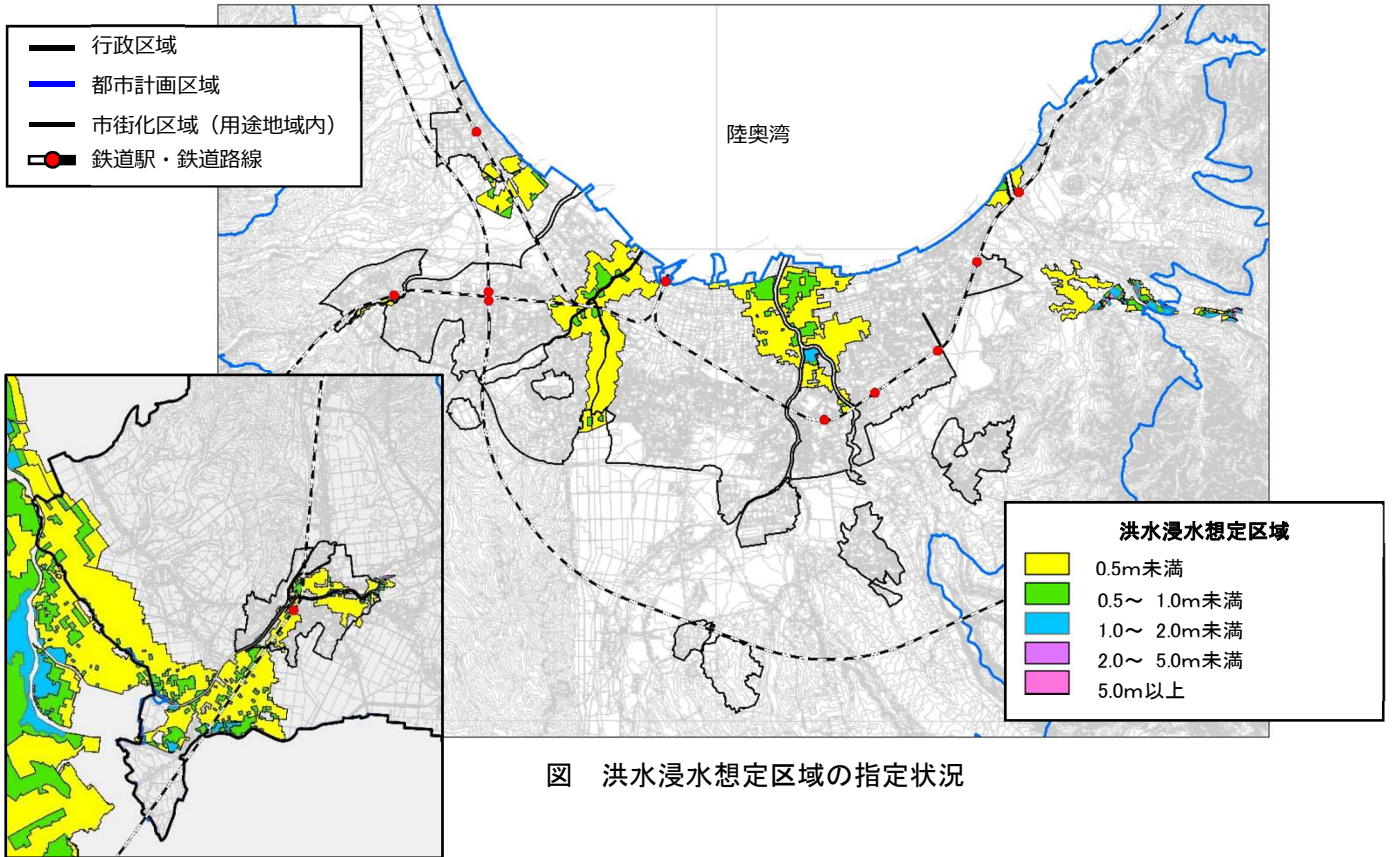


図 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜崩壊危険区域の指定状況（浪岡）



【参考】洪水浸水想定区域・津波浸水想定区域について

「青森市津波避難計画」においては、「津波の到達時間が極めて早いことから、地震による家屋の直接被害がない場合には、自宅等の2階以上の上層階への垂直避難を原則としつつ、可能であれば浸水区域内の鉄筋コンクリート造り高層階を有する避難所、商業施設等、若しくはバッファゾーンを横断し水平避難する。」とされています。

また、耐震構造にもよるが、水深1mを越すと木造住宅では、部分的破壊が発生し始めるとされていることから、木造住宅において、破壊の被害が生じ始めると想定される浸水深1.0m以上の区域は、居住誘導区域に含めないこととします。

**青森市津波避難計画（抜粋）**

津波の到達時間が極めて早いことから、万全の避難対策を講じることは極めて難しい課題であるが、可能な限り市民の生命の安全を確保すべく、次のとおり地域に応じた避難方針を定める。

避難困難地域にあつては、地震による家屋の直接被害がない場合には、自宅等の2階以上の上層階への**垂直避難を原則**としつつ、可能であれば浸水区域内の鉄筋コンクリート造り高層階を有する避難所、商業施設等、若しくはバッファゾーンを横断し水平避難する。

表 津波高と被害程度

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊	
漁船			被害発生	被害率50%	被害率100%	
防潮林	被害軽微 津波軽減	漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生					
音			前面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)			
				浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)		
					崖に衝突する大音響 (遠雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)	

出典：首藤伸夫「津波強度と被害」(1992年、津波工学研究報告第9号 101-136)

## 2 居住誘導区域

「1 基本的な考え方」を踏まえ、居住誘導区域を以下のように設定します。

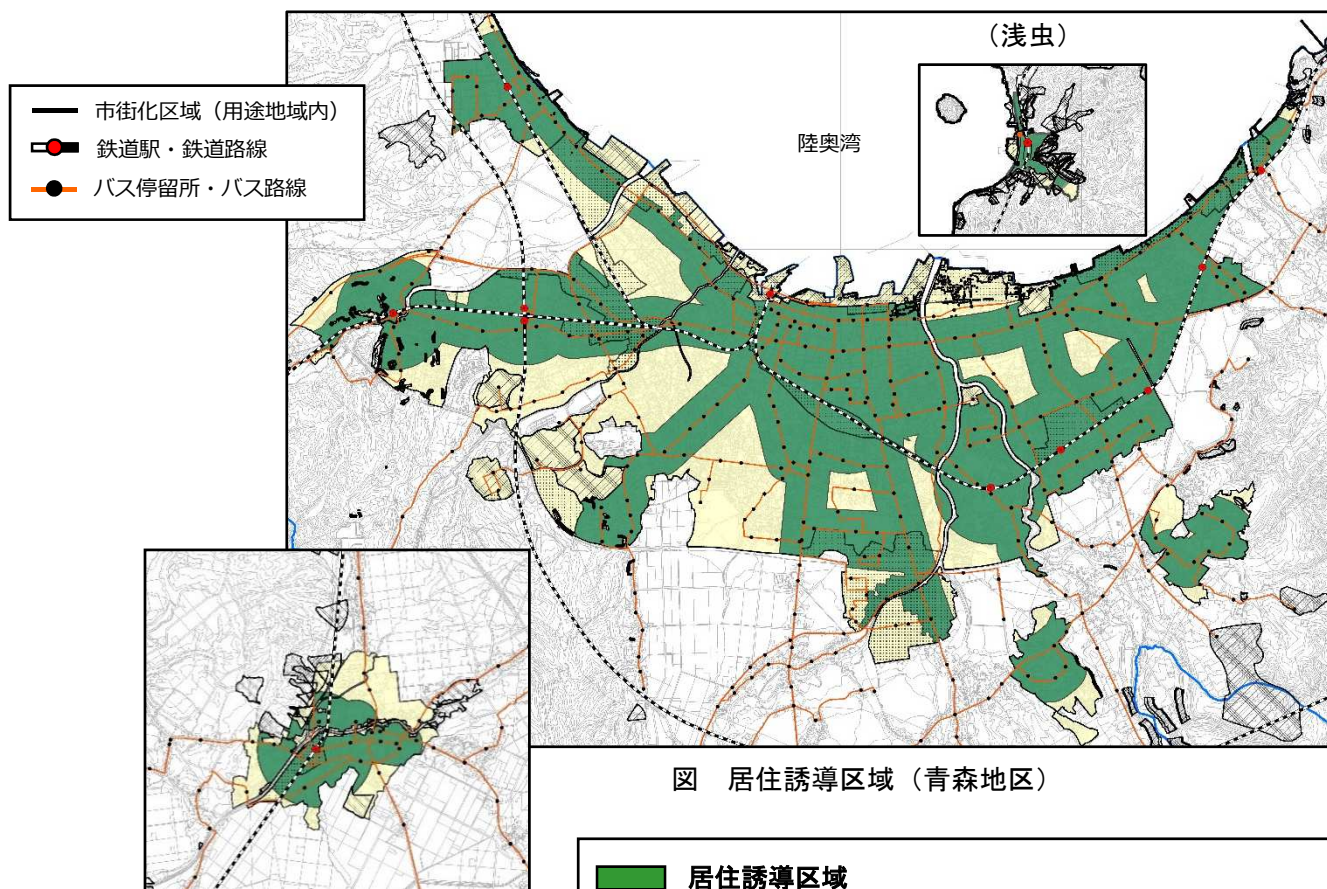
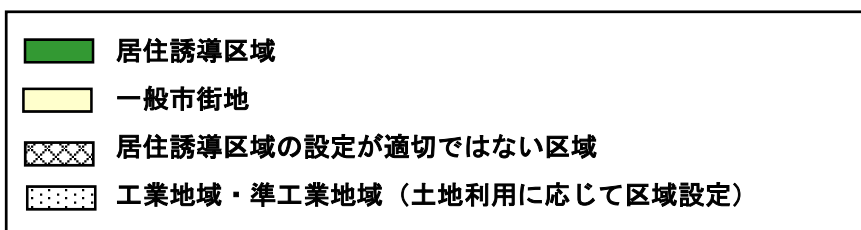


図 居住誘導区域（青森地区）

図 居住誘導区域（浪岡地区）



### 3 立地適正化計画と連携して行う地域づくりの基本的な方向性

一般市街地及び既存集落を含む居住地の全域において、本市の魅力の1つとなっている自然と居住が近接する、緑豊かな都市景観の形成を図りながら、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを進めるため、地域活動の拠点の利用環境の改善や、バス待ち環境の向上などの地域コミュニティにおける環境整備、更には、防災・減災対策など、本計画と連携しながら、地域コミュニティの活性化や、安全・安心な生活環境の向上を図ることとします。



#### 取組事例（青森敬仁会病院前バス待合所）

バス待ち環境の向上を図るためのバス待合所の整備・改修  
（このほか、道路管理者の協力のもと、主要バス停留所における融雪施設の整備の推進など）

## 第6章 目標とする指標の設定

本計画に定める都市の将来像及び計画の実現の進捗度合を計るため、「都市づくりの方向性」と対応した「目標とする指標」を、以下のとおり設定します。

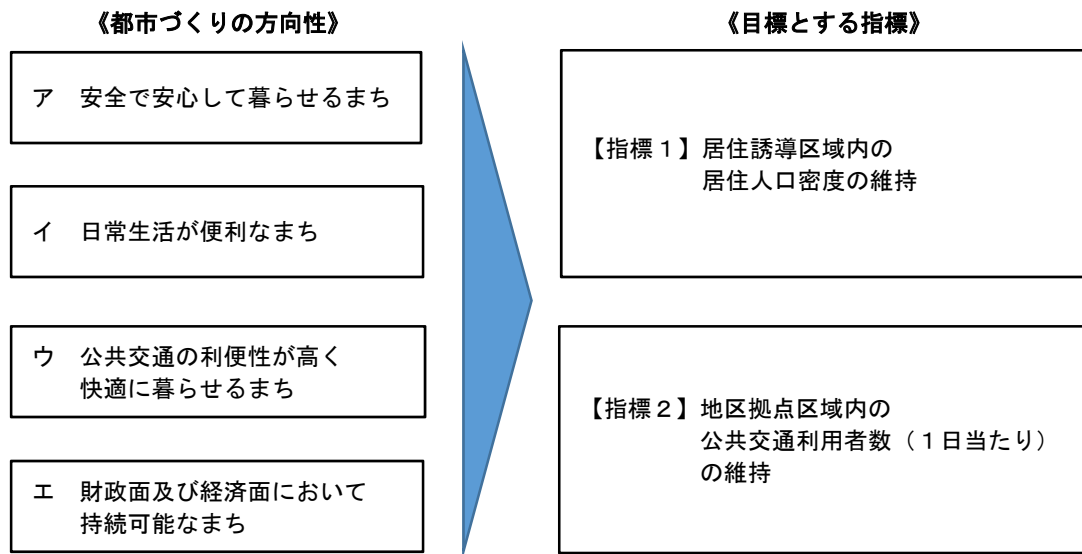


図 目標とする指標の設定

## 指標 1 居住誘導区域内の居住人口密度の維持

目標とする指標	基準値 【2015年（H27）】	目標値（中間） 【2027年（H39）】	目標値 【2038年（H50）】
居住誘導区域内の 居住人口密度	52.4人/ha	48.4人/ha	45.0人/ha
		【参考】44.8人/ha （趨勢）	【参考】38.1人/ha （趨勢）

### ■ 指標の算出方法

- ・国勢調査の500mメッシュ人口データから、居住誘導区域内の人口を算出し、居住誘導区域内の居住人口密度を算出します。

### ■ 目標値の説明

- ・居住誘導区域への居住を促進することにより、人口減少下においても、一定以上の人口密度を維持することを目標値として設定します。
- ・居住誘導区域内の居住人口密度を維持することにより、区域内において医療・商業等の生活サービス施設の維持が図られることが、具体的な効果として見込まれます。

※医療・商業等の生活サービス施設や公共交通の維持には、一定の人口集積が必要とされ、人口密度40人/ha（都市計画法施行規則における既成市街地の人口密度の基準）の地区が減少すると、施設の立地を支える商圏人口が減少することにより、生活サービス施設等の存続が困難になるとされています。

## 指標 2 地区拠点区域内の公共交通利用者数（1日当たり）の維持

目標とする指標	基準値 【2015年（H27）】	目標値（中間） 【2027年（H39）】	目標値 【2038年（H50）】
地区拠点区域内の 公共交通利用者数 （1日当たり）	45,070人	45,070人	45,070人

### ■ 指標の算出方法

- ・地区拠点区域に所在する鉄道駅の1日平均利用者数（JRについては新幹線除く公表駅のみ）
- ・地区拠点区域に所在する青森市営バス、青森市市民バス、浪岡地区コミュニティバスのバス停留所における1日平均利用者数の合計値を算出します。

### ■ 目標値の説明

- ・地区拠点区域について、人口減少下においても利用者数を維持していくことを目標値として設定します。
- ・地区拠点区域内の公共交通利用者数を維持することにより、公共交通網の維持が図られることが、具体的な効果として見込まれます。

## 第7章 誘導施策等

本計画の着実な推進に向け、各区域への都市機能及び居住に関する誘導施策等に取り組むほか、関連する他の計画等と連携を図りながら、効果的、効率的な施策の推進を図ることとします。

### 《都市づくりの課題と誘導施策の対応表一覧》

#### ①雪や災害に 対する備えの充実

- 安全な歩行環境の確保
- 除排雪対策の効率化
- 減災対策の推進
- 空家・空地の適切な管理

- 冬期バリアフリー計画の推進
- 除排雪作業の効率化
- 放置危険空家の対策との連携
- 冬期間の空地の有効活用

#### ②都市機能と 居住の適正配置

- 拠点における都市機能の立地の促進と自然、農地の保全
- 地区ごとの都市機能の役割分担
- 空家・空地の有効活用
- 交通利便性の高い区域への居住の促進

- 誘導施設の支援に関するあっせん等
- 高次な機能を有する公共施設の集約化
- 商店街空き店舗対策との連携
- 集合住宅等の誘導の支援に関するあっせん等
- サービス付き高齢者向け住宅の立地促進
- 移住・定住施策との連携
- 都市機能の整備
- 公有地の有効活用
- 土地利用に関する検討
- 住み替え支援の促進
- 除排雪作業の効率化（再掲）

#### ③公共交通の 利便性の確保

- 自動車を運転できない人の移動手段の確保
- 持続可能な公共交通サービスの提供
- 積雪時の交通円滑化
- 歩いて健康で快適に暮らせる環境の創出

- 地域公共交通網形成計画との連携
- 冬期バリアフリー計画の推進（再掲）

#### ④都市経営の 効率化

- 行政サービスの効率化
- 公共施設等のストックの有効活用
- 健康増進・介護予防による社会保障費の抑制

- 高次な機能を有する公共施設の集約化（再掲）
- 公有地の有効活用（再掲）



# 1 地区拠点区域（都市機能誘導区域等）への誘導施策

## 【主な取組】

### （1）都市機能誘導区域での都市機能整備に対する施策

#### ア 誘導施設の支援に関するあっせん等

都市再生特別措置法に基づく届出制度（第108条・第108条の2）を活用しながら、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等を行う民間事業者に対して、情報提供やあっせんを行います。

表 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

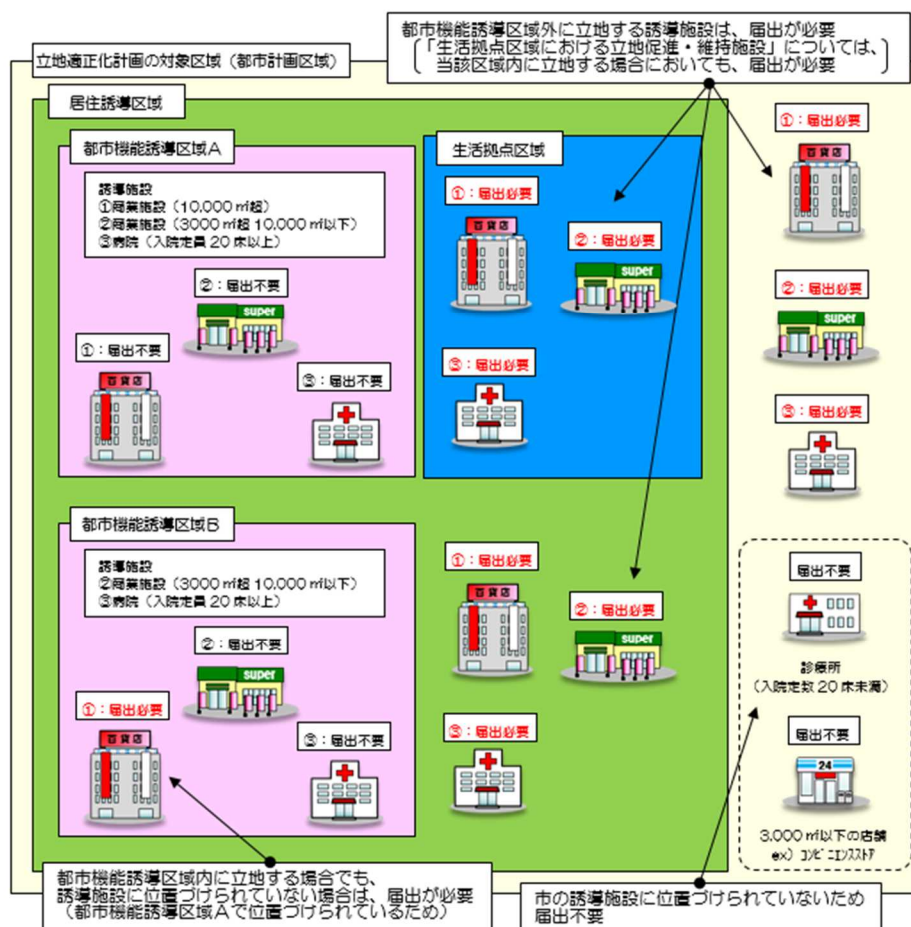


図 誘導施設の届出のイメージ

## イ 都市機能の整備

民間の誘導施設の整備に対する都市機能立地支援事業等の国の支援制度について、情報提供するとともに、制度の活用に向けた支援について検討します。

## ウ 高次な機能を有する公共施設の集約化

高次な都市機能を有する市の公共施設の整備（更新）に当たっては、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針 ～青森市公共施設等総合管理計画～」を踏まえ、都市機能誘導区域内への整備（移転）について検討します。

また、国・県の行政機関の整備（更新）に当たっては、都市機能誘導区域内への整備（移転）に向けて働きかけを行います。

## エ 公有地の有効活用

施設の誘導に当たっては、都市機能誘導区域内にある空地等の未活用の公有地や公共施設の再編等により生み出される公有地の有効活用を検討します。

## オ 商店街空き店舗対策との連携

空き店舗に関するさまざまな取組と連携して、空き店舗の活用に関する支援制度の情報提供等を行います。

## カ 土地利用に関する検討

都市機能誘導区域において、都市計画基礎調査等を踏まえながら、必要に応じて、都市機能の整備に向けた用途地域、建ぺい率・容積率、地区計画等の都市計画の見直しを検討します。

## キ 身の回りの公共空間の創出

空地や空家等の低未利用地の利用促進や発生の抑制に向け、地域コミュニティ（土地所有者等）が協定を結び、交流広場等を共同で整備・管理する立地誘導促進施設協定制度について情報提供するなど、公共空間の創出を促進します。

### 立地誘導促進施設協定に関する事項

(ア) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域

都市機能誘導区域及び居住誘導区域

(イ) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

## (2) 生活拠点区域での都市機能整備に対する施策

### 土地利用に関する検討

生活拠点区域において、都市計画基礎調査等を踏まえながら、必要に応じて、都市機能の整備に向けた用途地域、建ぺい率・容積率、地区計画等の都市計画の見直しを検討します。

### (3) それぞれの都市機能誘導区域での施策（各地区）

#### ア 青森駅周辺地区

市役所駅前庁舎の全面供用開始（平成 30 年 1 月）のほか、青森駅自由通路の整備や、市役所本庁舎（新市庁舎）の整備等の施策を実施することにより、回遊性を高め、都市機能の立地の促進を図ります。

##### (ア) 青森駅自由通路等の整備の推進

青森駅自由通路・青森駅西口駅前広場の整備を推進し、東西市街地のアクセス性の向上を図るとともに、青森駅を中心とした交通結節点機能の強化により、多様な交通手段による当地区へのアクセス環境の向上を図ります。

##### (イ) 市役所本庁舎（新市庁舎）の整備

災害時の市民の緊急避難への対応などの防災拠点施設としての機能や、まちの回遊性を促す「ひろば」を配置するなど、青森らしいまちの回遊性やサードプレイスを備えた本庁舎の整備を行います。

##### (ウ) 共同化・集約化による土地利用の高度化

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの国の支援等を活用しながら、民間などによる再開発を促進し、老朽化した建物、空地、中小小売店舗などの共同化・集約化により土地利用の高度化を図ります。



図 青森駅自由通路イメージ



図 青森市役所駅前庁舎の全面供用開始



図 青森市役所本庁舎（新市庁舎）イメージ

#### イ 新青森駅周辺地区

駅周辺の土地区画整理事業における一般保留地に係る購入を助成するなど、一般保留地の販売促進により、新幹線利用者や周辺住民の利便性と快適性の向上に向けた環境づくりを進めるとともに、広域的な玄関口としての役割に応じた都市機能の立地の促進を図ります。

#### ウ 操車場跡地周辺地区

子育て、福祉、医療等の都市機能の既存ストックを有効活用するとともに、操車場跡地の活用を踏まえながら、防災の拠点として、都市機能の立地の促進を図ります。また、操車場跡地の活用にあたっては、事業手法や、新駅整備などの公共交通アクセスの向上について検討を行います。

#### エ 浪岡駅周辺地区

老朽化した浪岡病院の建て替えを行うとともに、「浪岡病院」・「浪岡地域交流施設」・「浪岡中央公民館」等の、地区内の都市機能を結ぶ効果的なコミュニティバス運行などの検討を行います。

### (4) それぞれの生活拠点区域での施策（各地区）

#### ア 造道周辺地区

高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの施設の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図ります。

#### イ 浜田周辺地区

商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの施設の立地の促進を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等について検討します。

**【地区拠点区域（都市機能誘導区域等）に関連する主な事業等】**

- ・青森駅周辺整備推進事業
- ・庁舎等耐震対策事業
- ・市街地再開発事業  
    中新町山手地区第一種市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業（老朽化した建物及び中小小売店舗、空き店舗の共同化・集約化）  
    新町一丁目地区優良建築物等整備事業
- ・石江地区一般保留地購入費助成事業
- ・青森操車場跡地利用計画推進事業
- ・浪岡地区コミュニティバス運行事業
- ・青森市立浪岡病院建替事業
- ・都市計画基本スキーム構築事業（土地利用に関する検討）

## 2 居住誘導区域への誘導施策

### 【主な取組】

#### (1) 集合住宅等誘導の支援に関するあっせん等

都市再生特別措置法（第 88 条）に基づく届出制度を活用しながら、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等を行う民間事業者に対し、支援等の情報提供やあっせんを行います。

表 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m <sup>2</sup> 以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例 寄宿舍や有料老人ホーム等）
建築等行為	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例 寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示  
3戸の開発行為

②の例示  
1,300m<sup>2</sup>  
1戸の開発行為

800m<sup>2</sup>  
2戸の開発行為

図 開発行為の例

①の例示  
3戸の建築行為

1戸の建築行為

図 建築等行為の例

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」（H27年6月1日時点版）

## (2) 空家・空地の有効活用・適正管理

### ア 住み替え支援の促進

空家をはじめとする既存住宅ストックや、その情報提供などにより、居住ニーズに応じた円滑な住み替えを促進します。

### イ 住宅関連情報の提供

住まいに関する情報が容易に収集できるよう、青森県及び関係機関との連携強化による住宅セーフティネット機能の充実を図るとともに、住生活に関わる住宅相談窓口や市ホームページなどを通じて、住宅関連情報を提供します。

### ウ 放置危険空家の対策との連携

放置危険空家の増加に対応するため、放置危険空家の対策と連携し、空家除却等の支援について検討します。

### エ 冬期間の空地の有効活用

住宅密集地域の空地を地域住民の雪寄せ場として活用するなど、冬期間の空地の有効活用を図ります。

### オ 身の回りの公共空間の創出

空地や空家等の低未利用地の利用促進や発生の抑制に向け、地域コミュニティ（土地所有者等）が協定を結び、交流広場等を共同で整備・管理する立地誘導促進施設協定制度について情報提供するなど、公共空間の創出を促進します。

#### 立地誘導促進施設協定に関する事項（再掲）

(ア) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域

都市機能誘導区域及び居住誘導区域

(イ) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

## (3) サービス付き高齢者向け住宅の立地促進

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる、良好な環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等について、国の支援制度を活用しながら、居住誘導区域等への立地を促進します。



#### (4) 除排雪作業の効率化

「青森市除排雪事業実施計画」に基づく、効率的な除排雪作業を推進するとともに、豪雪時などには、主要な幹線の除排雪を優先するなど、交通機能を確保します。

また、除排雪車両に搭載した GPS 端末装置を利用し、市道の幹線道路などについて除排雪の完了路線を情報提供することにより冬期間の円滑な道路アクセス環境の向上を図るとともに、市民による自主的な雪処理を進めるため、流・融雪溝の整備を推進します。

#### (5) 移住・定住施策との連携

移住希望者に対し本市の居住に関する情報を提供するなどし、居住誘導区域への居住を促進します。

##### 【居住誘導区域に関連する主な事業】

- ・ まちなか住み替え支援事業
  - ・ 青森市空き家・空き地バンク事業
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅登録等事業
  - ・ 流雪溝整備事業
  - ・ 除排雪対策事業
- (GPS 端末を利用し、市民に対して除排雪作業完了路線等について情報提供)
- ・ 市街地再開発事業 (集合住宅の整備支援によるまちなか居住の推進)  
  中新町山手地区第一種市街地再開発事業 (再掲)
  - ・ 優良建築物等整備事業 (集合住宅の整備支援によるまちなか居住の推進)  
  新町一丁目地区優良建築物等整備事業 (再掲)

### 3 公共交通（ネットワーク）に関する施策

#### 【主な取組】

#### （1）地域公共交通網形成計画との連携

『「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり』に向け、本計画に基づく都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点間を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させるため、「青森市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の維持及び充実に向けた施策を推進します。

#### 基本理念

**ひと・まち・暮らしをつなぎ、にぎわいを支え続ける公共交通ネットワーク**

#### 基本方向

##### 【課題1】

人口減少や都市構造の変化に対応し、将来にわたって公共交通ネットワークを持続させる必要があります。

##### 【基本方向1】

地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化しつつ、多様な交通モードを結節することで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを形成します。

##### 【課題2】

気軽に利用したいと思われる公共交通サービスを提供する必要があります。

##### 【基本方向2】

利便性や質の向上を図り、誰もがわかりやすく、利用しやすい公共交通サービスを提供します。

##### 【課題3】

市民の移動を支え、まちの魅力を支える公共交通を、みんなで守っていく必要があります。

##### 【基本方向3】

地区拠点へのアクセスや観光振興などまちづくりと連携した取組を進めます。  
交通事業者・行政・市民が連携し、地域社会全体で公共交通を支えていく環境の構築を目指します。

図 青森市地域公共交通網形成計画の基本理念と基本方向

## 青森市地域公共交通網形成計画の基本方向

### 1 都市構造や社会環境の変化に対応した公共交通ネットワークの形成

地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化しつつ、多様な交通モードを結節することで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを形成します。

#### (1) 公共交通軸の強化

《取組》バス路線を骨格線・幹線・支線に区分し、それぞれの役割を整理

#### (2) 交通結節機能の強化

《取組》青森駅西口駅前広場・自由通路の整備及びバス・タクシー乗り場等の見直し

#### (3) バス路線の段階的な再編

《取組》バス路線・系統の見直し、バスの新興住宅街への乗り入れや乗継便の運行など実証実験の積極的な活用

#### (4) 交通モードの組み合わせ

《取組》鉄道駅周辺の市有地や市営バス営業所を活用したパーク&ライドの検討

### 2 わかりやすく、利用しやすい公共交通サービスの提供

利便性や質の向上を図り、誰もがわかりやすく、利用しやすい公共交通サービスを提供します。

#### (1) サービスの向上

《取組》冬期バスタイヤの導入やバス専用・優先レーンの遵守など定時性の確保、バス待合所の整備など待合環境の向上

輸送サービスの充実促進など鉄道線の充実、青森駅のバリアフリー化促進や低床バスの導入促進

#### (2) 情報提供・案内の充実

《取組》ICTを活用した情報提供の充実検討、わかりやすいバス路線・系統への見直し

### 3 多様な主体と連携し、まちのにぎわいを後押しする公共交通環境の構築

地区拠点へのアクセスや観光振興などまちづくりと連携した取組を進めます。

交通事業者・行政・市民が連携し、地域社会全体で公共交通を支えていく環境の構築を目指します。

#### (1) まちづくりとの連携

《取組》青森市立地適正化計画に定める土地利用との連携、観光振興など他施策との連携

#### (2) 域内外の交流の推進

《取組》広域交通拠点間の連絡性向上、案内情報の多言語表記などインバウンド対策の強化

#### (3) 多様な主体との連携

《取組》モビリティ・マネジメントの実施、交通事業者とのパートナーシップによる公共交通ネットワークの形成



図 青森市地域公共交通網形成計画における公共交通ネットワーク整備イメージ

青森市地域公共交通網形成計画に基づく取組事例

■都市内交通ネットワーク

鉄道線や国道4号・7号・103号等をT型の骨格路線として運行するバス路線及び放射状に幹線として運行するバス路線を循環路線も活用しつつ、それぞれの機能・役割を最大限に活かしながら、地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化した公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、郊外部については、地域特性や利用状況等を踏まえ、現行のバス路線のほか、多様な公共交通の組み合わせなどによって、将来にわたって日常の暮らしを支える移動機会を確保します。

■土地利用との連携

6つの地区拠点区域間や地区拠点区域と居住地のアクセスについて、鉄道線を効果的に活用するとともに、骨格線・幹線バス路線の利便性の強化を図ります。



## (2) 冬期バリアフリー計画の推進

「第2期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、青森駅周辺エリアの融雪施設等の維持管理に取り組むとともに、拠点間をアクセスする骨格的な幹線道路において冬期バリアフリー対策を実施するなど、連続した歩行者空間の確保を図ります。

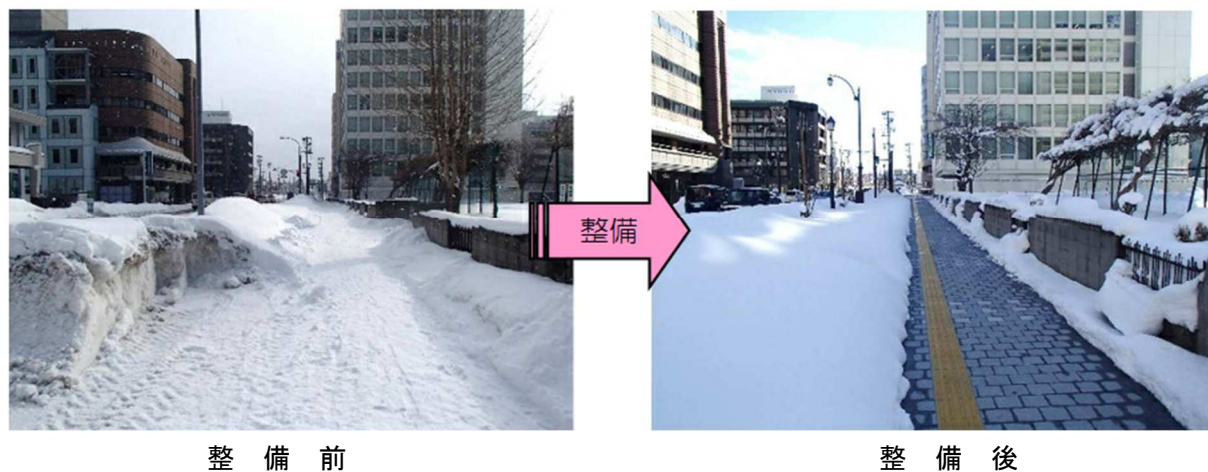


図 橋本小学校付近の融雪状況

## 第8章 施策の達成状況に関する評価

本計画は、概ね5年ごとに人口推移などの社会経済情勢や都市の環境の変化及び関連計画との整合などを踏まえ、施策の効果や進捗状況等について、評価・検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを検討します。

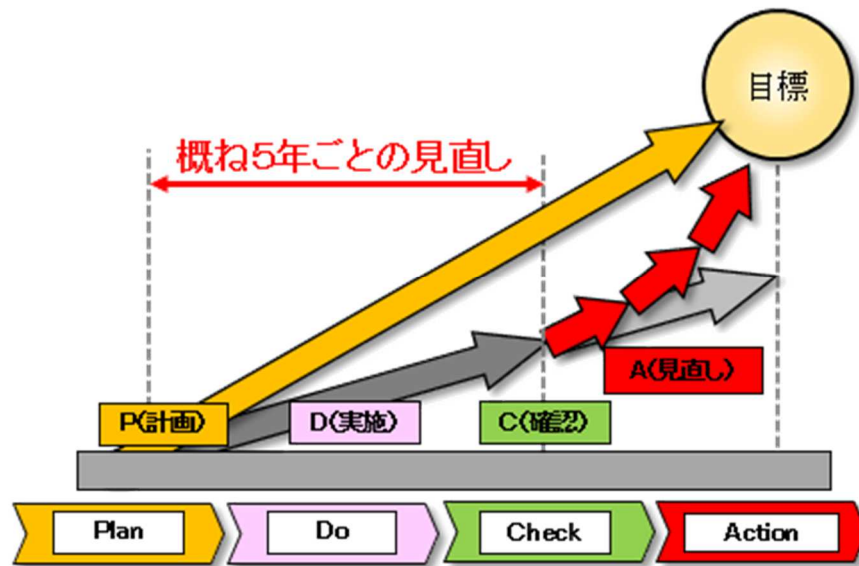
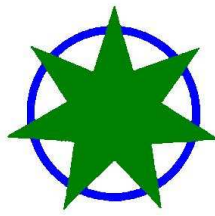


図 PDCA サイクルによる計画の見直しイメージ



図 計画の見直し時期



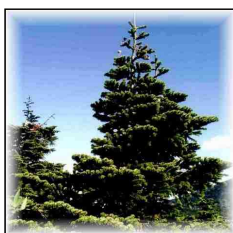
# 青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし  
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き  
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い  
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい  
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び  
いきがいをを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



市の木  
【あおもりとどまつ】



市の花  
【はまなずの花】



市の鳥  
【ふくろう】



市の昆虫  
【ホタル】

## 『青森市立地適正化計画』

発行年月日 平成30年3月  
(第1回変更 平成31年3月)  
(第2回変更 令和2年3月)

編集・発行 青森市都市整備部都市政策課

住 所 〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

電 話 017(752)7977

F A X 017(752)9011

HPアドレス <https://www.city.aomori.aomori.jp/>